

定 款

(2021 年 2 月 26 日変更)

株式会社 **ラピーヌ**

定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、株式会社ラピーヌと称し英文では、LAPINE CO., LTD. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 衣料品の製造、加工、販売および輸出入
- (2) 寝具・装身具・室内装飾繊維品の製造、販売および輸出入
- (3) 工芸品・靴・鞆・服飾雑貨の製造、販売および輸出入
- (4) 飲食店業
- (5) 損害保険代理店業務
- (6) 生命保険の募集に関する業務
- (7) 青果物・穀物の生産、販売および研究開発業務
- (8) 前各号付帯関連事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。

(機 関)

第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、798 万株とする。

(自己の株式の取得)

第 7 条 当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当社の単元株式数は 100 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 9 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利

(2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第 10 条 当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株式取扱規程)

第 11 条 当会社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または定款に定めがある場合のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第 12 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

3 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

第 3 章 株 主 総 会

(招集時期)

第 13 条 当会社の定時株主総会は、毎年 5 月に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 14 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 2 月末日とする。

(招集権者および議長)

第 15 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会においてあらかじめ定めた代表取締役がこれを招集し、議長となる。

2 前項の代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第 16 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第 17 条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の

議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

- 第 18 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。
- 2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第 4 章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

- 第 19 条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は10名以内とし、監査等委員である取締役は5名以内とする。

(取締役の選任方法)

- 第 20 条 取締役は、株主総会において、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。
- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

- 第 21 条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役)

- 第 22 条 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。
- 2 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。

(報酬等)

- 第 23 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって定める。

(取締役会の招集権者および議長)

- 第 24 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会においてあらかじめ定めた代表取締役がこれを招集し、議長となる。
- 2 前項の代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 25 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第 26 条 当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規則)

第 27 条 取締役会に関しては、法令または定款に定めがある場合のほか、取締役会の定める取締役会規則による。

(重要な業務執行の決定の委任)

第 28 条 当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議をもって重要な業務執行（同条第 5 項各号に定める事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役の責任免除)

第 29 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低限度額とする。

第 5 章 監 査 等 委 員 会

(常勤の監査等委員)

第 30 条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第 31 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会規則)

第 32 条 監査等委員会に関しては、法令または定款に定めがある場合のほか、監査等委員会の定める監査等委員会規則による。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第 33 条 当社の事業年度は、毎年 3 月 1 日から翌年 2 月末日までの 1 年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第 34 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 2 月末日とする。

(中間配当)

第 35 条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年 8 月 31 日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第 36 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

(附則)

第 3 条（本店の所在地）の変更は、2021 年 5 月 31 日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもってその効力を生じるものとし、本附則は本店移転の効力発生日経過後、これを削除する。